

# ○飯塚市地域学校協働活動推進員設置要綱

令和2年2月21日

飯塚市教育委員会告示第1号

## (趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第9条の7第1項の規定に基づき、飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 推進員は、法第5条第2項に規定する地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、学校や地域住民等との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

## (設置)

第3条 教育委員会は、飯塚市立の各小学校の校区(以下「学校の校区」という。)に推進員を置くことができる。

## (定数)

第4条 教育委員会は、各学校の校区の実情を考慮し、推進員を若干名置くことができる。ただし、同一の推進員が複数の学校の校区を担当することを妨げない。

## (委嘱)

第5条 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

## (任期)

第6条 推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

## (職務)

第7条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校や地域住民及び関係団体等との連絡調整
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援並びに企画、運営及び参加促進に関する活動
- (3) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

## (解嘱)

第8条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合  
(推進員協議会)

第9条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。  
(服務)

第10条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの告示等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。  
(秘密の保持)

第11条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。